

資料9

要介護者等の生活期における リハビリテーションサービス提供体制について

(第9期介護保険事業計画における取組)

令和7年2月 大阪市福祉局 高齢者施策部 介護保険課

大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第9期計画）

生活期におけるリハビリテーションサービス提供体制の充実

施策の方向 (P84)

要介護（要支援）者に対する生活期におけるリハビリテーションサービスの提供については、高齢者が個々の状態に応じて、生活している地域において、必要なリハビリテーションを利用しながら健康的に暮らすことができるように、効果的なリハビリテーションに関するサービス提供体制の構築に努めます。

具体的取組 (P86)

市民のリハビリテーションに対する意識向上を図るための周知・啓発や、ケアマネジャーの自立支援型ケアマネジメントの意識を向上するための自立支援型ケアマネジメント検討会議の開催など、リハビリテーションサービスの利用促進に向けた効果的な取組を実施します。

実績及び目標 (P86、P182)

通所リハビリテーション利用率の向上

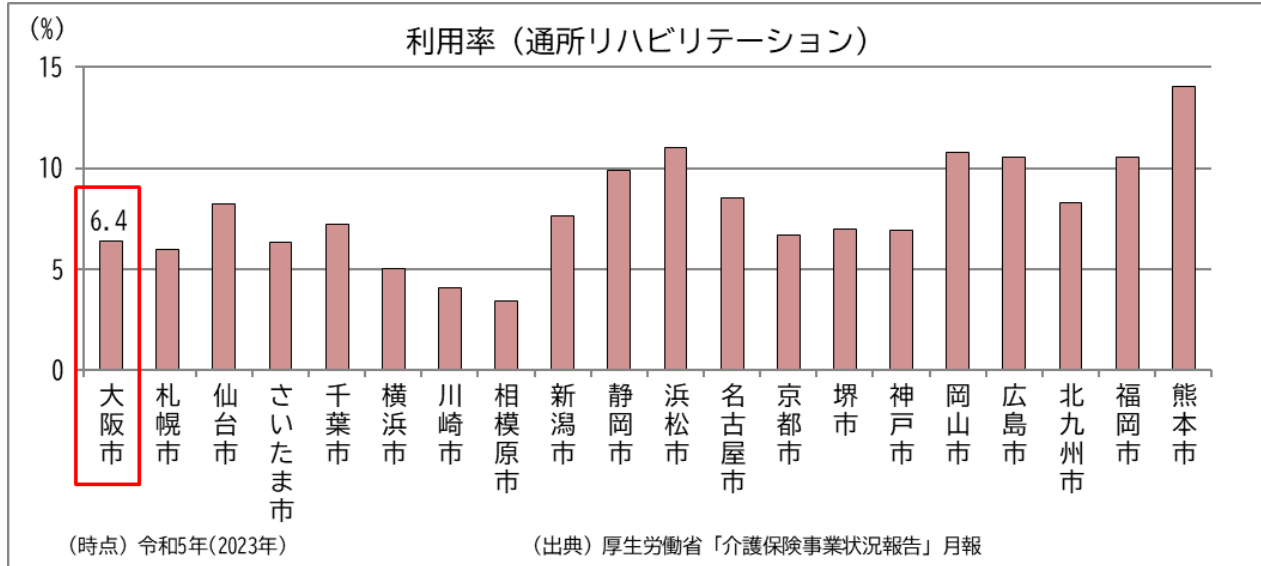
〔実績〕	令和2年度	6.1%
	令和3年度	6.2%
	令和4年度	6.2%
	令和5年度	6.4%

〔目標〕	令和6年度	6.5%
	令和7年度	7.0%
	令和8年度	8.0%

通所リハビリテーションの状況

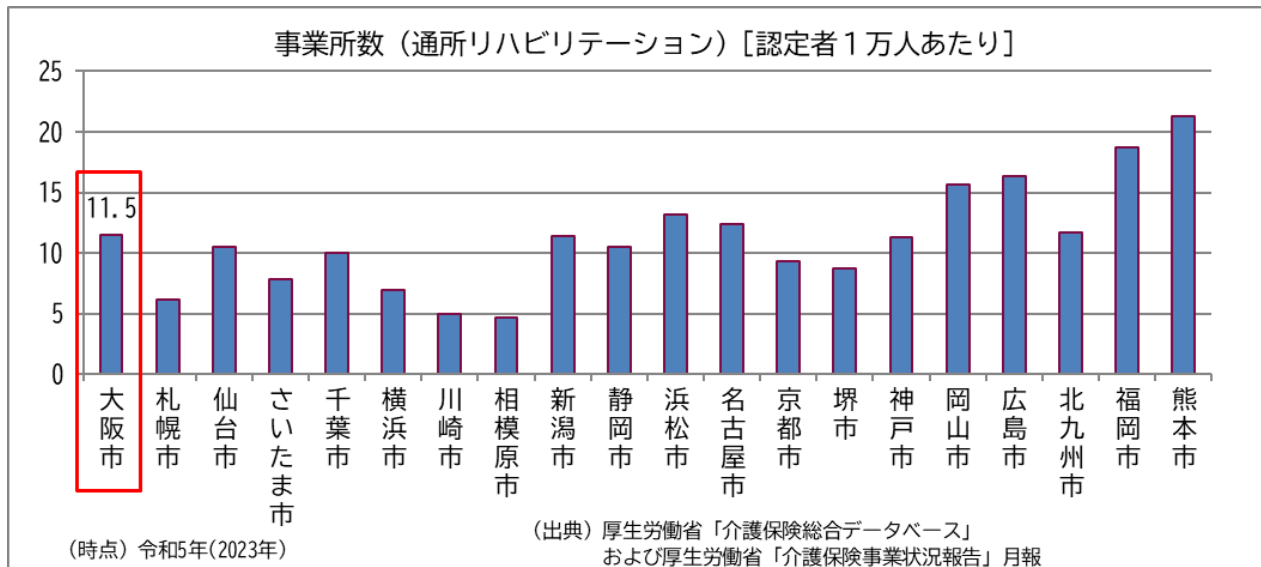
○ 政令指定都市比較（利用率と事業所数）

【地域包括ケア「見える化」システムより】



- ・利用率は、
20市中15番目と低い。

※利用率
受給者数を認定者数で
除した数



- ・認定者1万人あたりの
事業所数は、
20市中8番目である。

リハビリテーションサービスの利用促進に向けた取組

利用の周知・啓発

ケアマネジャーが要介護（要支援）認定者にわかりやすく伝えることで、利用者や介護者がリハビリテーションサービスの有用性などを認識した上で、個々の状態に応じた適切なケアプランを作成できるよう、リハビリサービス利用に係る周知・啓発チラシを作成

要介護・要支援認定を受けられた方へ

「もっと動ける」
その1歩が
明日の元気に
つながります！

体の機能が衰えていて向上させたい方や、病氣や骨折などで入院していた病院で行っていたリハビリテーションを退院後も続けたい方などのために、介護保険で利用できるリハビリテーションサービスがあります。

退院後もリハビリを続けて、自立した生活を送りたい方に

通所リハビリテーション（デイケア）
介護老人保健施設や病院などに通い、食事や入浴などの日常生活上の支援や医師の指示に基づき、理学療法士・作業療法士などのリハビリ専門職が、生活機能向上のためのリハビリを行います。

お家の日常生活に寄りそったリハビリを受けたい方に

訪問リハビリテーション
理学療法士・作業療法士などのリハビリ専門職が自宅を訪問し、日常生活の自立に向け、医師の指示に基づいたリハビリを行います。入浴時の動作訓練など、自宅で行きにくいリハビリを希望する方におすすめです。

外に出て人と交流したい方や、ご家族の負担を軽くしたい方に

通所介護（デイサービス）
利用者が施設に通い、食事や入浴などの日常生活の支援や、機能訓練指導員による生活機能向上のための機能訓練、レクリエーションを日帰りで行います。
※機能訓練指導員…理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師等

療養のお世話が必要な方に

訪問看護
看護師などが自宅を訪問し、医師の指示に基づき、療養上のお世話や診療の補助を行います。
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士のいる訪問看護ステーションでは、専門的なリハビリも行います。

住み慣れたところで、いきいきした生活を送るために

入院中のリハビリを退院後も続けたい
腰・肩・膝の痛みなど体力低下が心配
杖なしで歩けるようになりたい
食べ物をうまく飲み込めない
足腰が弱って転倒の不安がある

**通所リハビリテーション（デイケア）で
リハビリテーションを受けてみませんか**

主なサービス内容

- ・個別のリハビリ、歩行訓練
- ・集団で行う体操やレクリエーション
- ・入浴、食事

スケジュール

- ・短時間型、半日型、1日型など、ご希望にあわせて選択
- ・ご自宅から施設まで送迎あり

デイケアのメリット

医師とリハビリ専門職の連携による、一人ひとりに合ったリハビリを提供

専門職の役割

理学療法士	立ち上がり、歩行などの基本的動作
作業療法士	着替えなどの日常生活動作
言語聴覚士	話す、食べる、飲み込むなどの動作

急に体調が悪くなっても、医師、看護師が常駐しているから、安心

**いつまでも元気に暮らしたい！ いつまでも食事を楽しみたい！
そんなご希望を、医師やリハビリ専門職がサポートします。**

※ サービス内容は、事業者によって異なります。
ご利用者の状態に合ったサービスを選ぶためには、サービスの内容などを事前に確認しておくことが大切です。

発行：大阪市福祉局高齢者施策部介護保険課 TEL：06-6208-8028

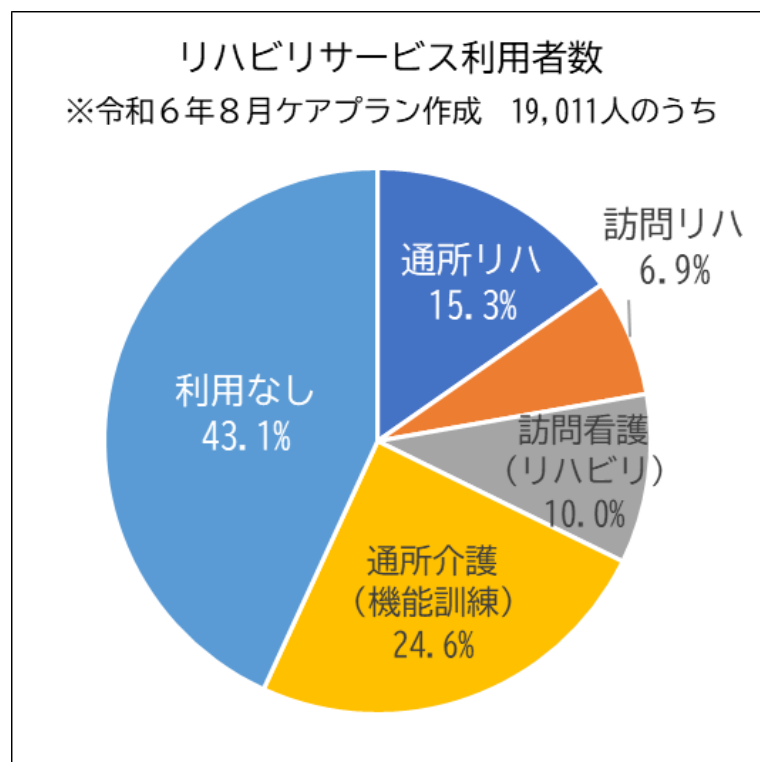
ケアマネジャーへの意識調査

ケアプランを作成する介護支援専門員（ケアマネジャー）に、リハビリテーションの利用に係る現状や課題について、アンケート調査を実施（有効回答492件）

介護支援専門員（ケアマネジャー）アンケート調査

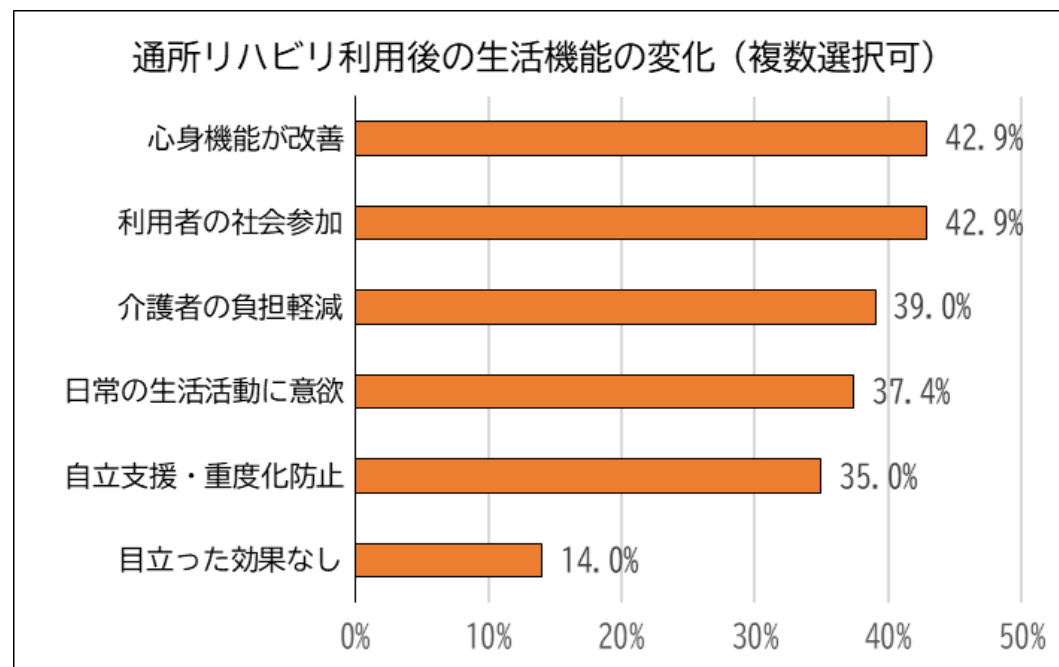
リハビリサービスの利用

令和6年8月にケアプランを作成された19,011人のうち、約6割の方が、リハビリテーションのサービスを利用されている。



通所リハビリ利用後の変化

通所リハビリテーションを利用後の生活機能の評価については、「心身機能の改善」や「自立支援・重度化防止」だけでなく、「社会参加」や「介護者の負担軽減」など、ほとんどの方が効果を感じられている。



介護支援専門員（ケアマネジャー）アンケート調査

○ 通所リハビリテーションの利用率を上げるための取組についての多数意見（複数選択可）

回 答	件数	割合
短時間型を増やすなど、利用者のニーズに合った利用時間を設定する	304	61.8%
利用者の目標達成に向けた効果的なリハビリテーションを実施する	215	43.7%
サービスの選択肢が多く、利用者の状況に応じたサービスを選択しているため、通所リハビリのみの利用率を上げることはむずかしい	121	24.6%
リハビリ専門職の助言をいただきながらケアプランを作成する	106	21.5%
ケアプラン作成時の利用者などへの説明にリハビリ専門職が同行する	100	20.3%
外出が大変である等の理由で、訪問リハビリなどを希望されることが多いため、通所リハビリのみの利用率を上げることはむずかしい	98	19.9%

通所リハビリテーションのサービス内容

「短時間型を増やす」、「利用者の目標達成に向けた効果的なリハビリを実施する」など、利用者のニーズに合ったサービスを提供する

ケアプラン作成

「リハビリ専門職の助言を得てケアプランを作成」、「ケアプラン作成時の利用者説明にリハビリ専門職が同行」など、リハビリサービスのケアプラン作成時に、リハビリ専門職が関与する

通所リハビリテーションの利用

「サービスの選択肢が多く、利用者の状況に応じたサービスを選択している」、「訪問リハビリなど他のサービスを希望されることが多い」など、通所リハビリのみの利用率を上げることはむずかしい

まとめ

通所リハビリテーションの利用状況

- 令和5年度の利用率は6.4%と、令和6年度目標の6.5%に近付いている。
- 政令指定都市の比較では、事業所数は少ない状況ではないが、利用率は20市中15番目と低い。

利用促進に向けた取組

- リハビリサービス利用に係る周知・啓発チラシを作成、配布
- ケアマネジャーに、リハビリ利用に係る現状や課題についてのアンケート調査を実施

ケアマネジャーへのアンケート調査での意見等

- ケアプランを作成した方のうち約6割の方が何らかのリハビリサービスを利用
- 本市ではリハビリサービスの選択肢が多く、すでに利用者の状態に応じたサービスを選択されていることから、通所リハビリのみの利用率を上げることはむずかしい
- 通所リハビリ利用率向上のための取組
 - ・ 短時間型など、利用者のニーズに合ったサービス提供
 - ・ リハビリサービスのケアプラン作成時に、リハビリ専門職が関与
 - ・ 利用者の目標達成に向けた効果的なリハビリを実施していることが、要介護者等に伝わるような取組

通所リハビリテーションの利用率の向上については、目標に向けて、市民やケアマネジャーへの啓発に取り組むなどして、順調に進捗しており、引き続き、要介護者等の生活期におけるリハビリテーション提供体制の充実に努めていく。